

令和5年度

第3回 定期監査の結果に関する報告

(監査期間：令和5年12月1日から令和6年3月26日まで)

総務部
都市構想部
行政センター
農業委員会事務局

令和6（2024）年3月27日提出

郡山市監査委員

5郡監査第1252号
令和6(2024)年3月27日

郡山市議会議長
郡山市長
郡山市農業委員会

郡山市監査委員	藤	橋	桂	市
郡山市監査委員	三	部	夕	貴
郡山市監査委員	大	城	宏	之
郡山市監査委員	折	笠		正

令和5年度第3回定期監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出する。

令和5年度 第3回 定期監査の結果に関する報告

目 次

第1 準 拠 基 準	1
第2 監 査 の 概 要	1
1 監 査 の 種 類	1
2 監 査 の 対 象	1
3 監 査 の 着 眼 点	1
4 監 査 の 主 な 実 施 内 容	2
5 監 査 の 日 程 及 び 実 施 場 所	2
第3 監 査 の 結 果	2
改善を要する事項（指摘事項）	3
1 収入事務について	3
2 契約事務について	3
3 財産管理事務について	4

令和5年度 第3回 定期監査の結果に関する報告

第1 準拠基準

郡山市監査基準

第2 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査

2 監査の対象

(1) 対象範囲

令和5年8月1日から令和5年11月30日までに執行した財務事務

なお、関連して必要があると認めたものについては、これ以外の期間についても対象とした。

(2) 対象部局

ア 総務部

総務法務課	秘書課	人事課	職員厚生課
防災危機管理課	行政マネジメント課		

イ 都市構想部

都市政策課	総合交通政策課	区画整理課	公園緑地課
開発建築指導課			

ウ 行政センター

富田行政センター	大槻行政センター	安積行政センター	三穂田行政センター
逢瀬行政センター	片平行政センター	喜久田行政センター	日和田行政センター
富久山行政センター	湖南行政センター	熱海行政センター	田村行政センター
西田行政センター	中田行政センター		

エ 農業委員会事務局

3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているか、組織内のチェック体制が有効に機能しているかを主眼とした。

また、特に現金等の管理について着目した。

4 監査の主な実施内容

事務の執行状況等に係る提出資料の試査

- (1) 帳簿、書類等の突合
- (2) 関係職員等への質問及び実査

5 監査の日程及び実施場所

- (1) 日程

ア 監査 令和5年12月1日から令和6年3月26日まで

イ 実査 令和5年12月26日

- (2) 実施場所

ア 監査 監査委員室

イ 実査 片平行政センター 大槻行政センター

- (3) 講評に対する弁明又は見解の聴取

令和6年3月26日

第3 監査の結果

事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしているか、組織及び運営の合理化に努めているかについて監査したが、次のとおり**改善を要する事項（指摘事項）**があったので、内容を十分把握してそれぞれ必要な措置を講じられたい。

なお、事務処理上改善又は留意すべき点で軽微なもの等については、口頭で措置を促した。

改善を要する事項（指摘事項）

1 収入事務について

(1) 現金取扱事務

ア 出納員の報告が漏れているものがあった。

郡山市財務規則第95条の2の規定により、同規則別表第6の第2欄に掲げる職にある者（課長等）は、毎年度当初及び異動があったときには、当該課等に属する出納員等について、出納員等報告書(第57号様式)により会計管理者に報告しなければならないが、出納員の報告が漏れているものがあった。

総合交通政策課

イ 保管限度額を超えて現金を保管しているものがあった。

使用料、手数料又は実費徴収金として収納した現金については、郡山市財務規則第48条第5項の規定により、10,000円を限度額として保管することができるが、限度額を超えて保管しているものがあった。

また、現金を収納し保管する際は、同規則第48条第6項及び第142条の規定により、収納金等出納簿等に他の出納員等の照合を受け、確認の認印を受けなければならないが、数日分をまとめて記載し、保管の確認印を受けているものがあった。

安積行政センター

ウ 現金等出納簿に収納金の受払いを記載していないものがあった。

現金を収納し保管する際は、郡山市財務規則第48条第6項及び第142条の規定により、現金等出納簿等を整理しなければならないが、現金等出納簿に収納金の受払いを記載していないものがあった。

三穂田行政センター 湖南行政センター

2 契約事務について

(1) 契約締結事務

不備のある契約書で契約を締結しているものがあった。

契約書は、郡山市契約規則第3条第2項の規定により、必要な関係書類を添えたものでなければならないが、委託契約において、業務内容を定めるために必要な仕様書が添付されていない契約書により契約を締結しているものがあった。

農業委員会事務局

3 財産管理事務について

(1) 物品管理事務

郵便切手の管理に適切でないものがあった。

物品に関する事務を行う職員及び供用された物品を使用する職員は、郡山市財産規則第47条の規定により、法令の規定に従うほか善良な管理者の注意をもってその事務を行い、物品を使用しなければならないが、郵便切手の管理が不適切であったため、郵便切手等使用簿上の枚数と現枚数が一致していないものがあった。

西田行政センター